

## 春日井市違反広告物簡易除却活動団体等設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民と行政が一体となって良好な景観を形成し、風致を維持し、かつ公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき、愛知県屋外広告物条例（昭和39年愛知県条例第56号）に違反している広告物の除却（以下「簡易除却」という。）を行う活動団体等の設置について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告物 法第7条第4項の規定による除却の対象となっている広告物をいう。
- (2) 活動団体 次に掲げる要件を備える団体をいう。

ア 違反広告物の簡易除却に協力し、一定の地域（以下「除却活動地域」という。）において、定期的な簡易除却の活動を実施することができると市長が認める団体であること。

イ 市内に在住、在勤若しくは在学する18歳以上の者2名以上で組織する団体又は市内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体であること。

### (認定の申請)

第3条 活動団体の認定を受けようとするものは、その代表者が、違反広告物簡易除却活動団体認定申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 違反広告物簡易除却活動員名簿（第2号様式）
- (2) 除却活動地域を示す地図
- (3) 除却物の一時保管場所を示す地図
- (4) その他市長が必要と認める図書

### (認定書の交付等)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、活動団体として適当であると認めるときは、違反広告物簡易除却活動団体認定書（第3号様式）を交付するものとする。

- 2 活動団体の認定期間は、2年以内とする。ただし、市長が適当と認める場合は、これを更新することができる。
- 3 活動団体が認定の更新を受けようとするときは、認定期間終了の日までに申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、認定の更新について準用する。
- 5 活動団体の代表者は、申請の内容に変更あるときは、違反広告物簡易除却活動団体変更届出書（第4号様式）を市長に提出するものとする。
- 6 活動団体の代表者は、活動団体が解散するとき又はその活動を中止するときは、違反広告物簡易除却活動団体廃止届出書（第5号様式。以下「廃止届」という。）を市長に提出しなければならない。
- 7 市長は、活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。
  - (1) 第2条第2号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
  - (2) 活動団体としてふさわしくないと認める行為があったとき。
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、活動団体として適当でないと認めるとき。

（活動員の委任等）

第5条 前条第1項の認定書の交付を受けた活動団体の構成員は、市長の委任を受けたものとし、違反広告物簡易除却活動員（以下「活動員」という。）として広告物の簡易除却を行うものとする。

- 2 活動員は、市長が行う違反広告物の簡易除却に関する講習会を受講しなければならない。
- 3 市長は、活動員に身分証明書（第6号様式）を交付するものとする。
- 4 活動員の委任の期間は、その活動員が所属する活動団体の認定期間とする。
- 5 市長は、活動員が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対する委任を取り消すことができる。
  - (1) 活動員から申し出があったとき。
  - (2) 活動員として適当でないと認める行為があったとき。
- 6 活動員は、活動団体の認定期間が終了したとき、その認定を取り消されたとき又は活動団体の代表者が廃止届を提出したときは、その身分を失う。
- 7 活動員が前2項の規定によりその身分を失ったときは、身分証明書を返却しなければ

ばならない。

(活動員等の遵守事項)

第6条 活動員は、簡易除却を行うときは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 2名以上で行うこと。
- (2) 身分証明書を携帯し、腕章等活動員であることが認識できるものを着用すること。
- (3) 関係法令及びこの要綱に従うとともに、市長の指示に従うこと。

2 活動員は、違反広告物の除却活動中に事故等が生じた場合は、直ちに市長に連絡しなければならない。

3 活動団体の代表者は、簡易除却を行った後、速やかに違反広告物簡易除却報告書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

4 活動団体は、簡易除却した広告物を市に引き渡さなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月2日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市違反広告物簡易除却活動団体等設置要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市違反広告物簡易除却活動団体等設置要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

第1号様式（第3条関係）

違反広告物簡易除却活動団体認定申請書  
（新規・更新）

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者 団 体 名.....  
代表者氏名.....  
代表者住所.....  
電話番号.....

春日井市違反広告物簡易除却活動団体等設置要綱第3条及び第4条第3項の規定により、次のとおり違反広告物簡易除却活動団体として認定を申請します。

除 却 活 動 地 域	春日井市	町地内
活 動 員	人	
主 な 活 動 予 定 日		
除却物一時保管場所		
添付書類（更新の場合において、更新前と変更がないときは不要）		
1 違反広告物簡易除却活動員名簿（第2号様式）		
2 除却活動地域を示す地図		
3 除却物の一時保管場所を示す地図		
4 その他市長が必要と認める図書		
※認定年月日・番号	年	月 日 第 号

備考 ※欄は、記入しないでください。

第2号様式（第3条関係）

違反広告物簡易除却活動員名簿

団体等名称

番号	ふりがな 氏名	住所又は勤務先住所
	生年月日	所属団体等の名称及び連絡先電話番号
1	年 月 日	TEL ー
2	年 月 日	TEL ー
3	年 月 日	TEL ー
4	年 月 日	TEL ー
5	年 月 日	TEL ー
6	年 月 日	TEL ー
7	年 月 日	TEL ー
8	年 月 日	TEL ー
9	年 月 日	TEL ー
10	年 月 日	TEL ー

第3号様式（第4条関係）

違反広告物簡易除却活動団体認定書

年 月 日

様

春日井市長

印

春日井市違反広告物簡易除却活動団体等設置要綱第4条第1項の規定により、次のとおり違反広告物簡易除却活動団体として認定します。

1 団体名

2 認定番号 第 号

3 認定期間 年 月 日から 年 月 日まで

第4号様式（第4条関係）

違反広告物簡易除却活動団体変更届出書

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者 団 体 名.....  
代表者氏名.....  
代表者住所.....  
電 話 番 号.....

春日井市違反広告物簡易除却活動団体等設置要綱第4条第5項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

区 分	変更前	変更後
1 除却活動地域		
2 活 動 員 数 （※活動員名簿を 別紙で提出）		
3 そ の 他		
4 変 更 理 由		

第5号様式（第4条関係）

違反広告物簡易除却活動団体廃止届出書

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者 団 体 名.....  
代表者氏名.....  
代表者住所.....  
電 話 番 号.....

春日井市違反広告物簡易除却活動団体等設置要綱第4条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

認定書の交付年月日 及び認定番号	年 月 日	第 号
廃止年月日	年 月 日	
廃止理由		



（表）

身 分 証 明 書			No.
住 所			
氏 名			
生年月日			
上記の者は、春日井市違反広告物簡易除却活動団体等設置要綱に基づく活動員であることを証明する。			
	年	月	日
有効期限	年	月	日から
	年	月	日まで
春日井市長			

（裏）

注 意 事 項	
1	事故やけがのないように、交通安全等に心掛けること。
2	除却活動中に事故やトラブル等があったときは、速やかに都市政策課に連絡すること。
3	除却活動を実施するときは、身分証明書を携帯し、腕章を着用すること。
4	活動員でなくなったときは、身分証明書及び腕章を都市政策課に返却すること。
都市政策課 電話	

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

第7号様式（第6条関係）

違反広告物簡易除却報告書

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者 団 体 名.....  
代表者氏名.....  
代表者住所.....  
電 話 番 号.....

次のとおり違反広告物を簡易除却したので報告します。

1 活動日数 日

2 活動内容 別紙のとおり